

我孫子市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等（補助金交付団体）監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和4年4月28日

我孫子市監査委員 山口 幹 夫  
我孫子市監査委員 豊島 庸 市

財政援助団体等監査報告書  
(補助金交付団体監査)

我孫子市商工会

我孫子市監査委員

1 監査を執行した監査委員名

山 口 幹 夫  
豊 島 庸 市

2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等の監査  
(補助金交付団体監査)

3 監査の期日

令和3年12月1日から令和4年3月23日まで

4 監査の対象

監 査 対 象 団 体	補 助 金 交 付 額	主 管 部 課
我孫子市商工会	令和2年度交付額 10,060,000円	環境経済部 商業観光課

5 監査対象団体の概要

(1) 設立目的

我孫子市商工会は、我孫子市内における商工業の総合的な改善発達を図り、合わせて社会一般の福祉の増進に資し、国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

(2) 組 織

我孫子市商工会は、令和2年度末で1,064名の会員が所属し、会長1名、副会長2名、専務理事1名、会計理事1名、理事28名、監事2名の役員が選任され、事務局には職員8名、経営指導員4名、補助員2名、記帳指導職員1名、臨時職員1名が在籍している。また、経営改善貸付審査会をはじめ6つの委員会（事業評価検討委員会、組織広報・貯蓄共済委員会、青年・女性対策委員会、労務厚生対策委員会、経営対策委員会、総務委員会）、工業部会、女性部、青年部を組織し、設立目的の達成に向けた活動を行っている。

(3) 事 業

商工会は、設立目的を達成するため、商工業に関し、相談に応じ、又は指導を行い、商工業に関する情報、資料の収集を行いこれ

を提供し、調査研究を行う。また、行政庁、千葉県商工会連合会からの委託を受けた事業、商工業者の委託を受けて、当該商工業者が行うべき事務（その従業員のための事務を含む）を処理すること等商工業者に対する幅広い事業を行っている。

#### （４）補助事業

##### ア 経営改善普及事業（指導職員設置事業、指導事業）

商工会の事業の中で特に重要な事業の一つであり、国・県の補助を受け小規模事業者の経営または技術の改善発達を図り、国の認定を受けた経営指導員などによる秘密厳守、原則無料の相談及び、指導・助言を行う。

- ・金融 事業資金についての相談・斡旋（無担保・無保証融資の斡旋もある）
- ・税務 所得税や相続税、贈与税等の申告納税についての相談・指導
- ・経理 帳簿の記載方法、決算の仕方、会計ソフト導入についての相談・指導
- ・労務 従業員の採用、福利厚生、労働、社会保険、各種共済、教育訓練等についての相談
- ・経営 仕入、生産、販売、市場調査についての相談や経営診断
- ・その他 法律、特許、取引紹介や講習会などの開催、組合事業等の相談

##### イ 地域総合振興事業

相互扶助・親睦や情報交換・福利厚生などの社会福祉活動・地域の活性化を図るための事業

- ・総合振興事業 手賀沼花火大会、産業まつり、賀詞交換会、我孫子市ふるさと産品、我孫子市スポーツ振興応援団等
- ・商業振興事業 商店街活性化事業、まちゼミ事業、街路灯 LED 化、販売促進・販路開拓等
- ・工業振興事業 住工混在解消、工業部会、太子会の支援、先端技術視察、資格取得支援等
- ・観光振興事業 新緑まつり、各地区市民まつり、市桜プロジェクト等
- ・青年部事業 絆運動、後継者対策、経営計画作成支援セミナー等
- ・女性部事業 献血運動、民舞大会、花火大会や各地区まつりへの参加協力等
- ・金融・税務対策 各種制度融資の普及推進、記帳機械化ネット de 記帳推進

- ・労働・福利厚生対策 労働保険事務組合、永年勤続従業員表彰、生活習慣病予防検診等
- ・情報対策事業 商工会ホームページによる情報発信、会員情報サイト **SHIFT** の活用等
- ・各種共済制度の普及推進 小規模企業共済、中小企業退職金共済、商工貯蓄共済、会員福祉共済、特定退職金共済等

#### ウ 商工会管理運営事業

##### 商工会事務運営費

- ・職員人件費（一般業務超勤等）
- ・旅費交通費
- ・事務費
- ・家屋費
- ・福利厚生費（県補助対象外社会保険料）
- ・福利環境整備費（県補助対象職員退職積立金）
- ・負担金

#### エ その他市長が必要があると認めた事業

## 6 監査の方法

令和2年度における出納、その他事務について、監査対象団体から事業計画書・予算書並びに事業報告書・決算書等の関係書類の提出を求めるとともに、主管部課からも補助金交付に係る関係書類の提出を求め、提出された資料に基づき調査を進め、監査対象団体及び所管課との書面による質疑を行い、補助事業に係る執行状況について監査を行った。

## 7 監査の結果

### （1）対象団体 我孫子市商工会

補助対象事業に係る出納事務、その他運営に係る事務については概ね適正と認められた。なお、事務処理上の改善又は留意すべき点で軽微なものについては、書面により措置を促した。

### （2）主管部課 環境経済部商業観光課

補助金交付事務については、概ね適正と認められた。なお、事務処理上の改善又は留意すべき点で軽微なものについては、書面により措置を促した。

## 8 意見

我孫子市商工会の出納事務及び事業執行に関する各種書類や証票に

については、概ね適正に作成され整理されていた。また、平成29年度に行った監査では、市内商工業者数2,289名に対する会員数は1,195名となり、組織率は52.2%であったが、監査の対象である令和2年度では、会員数は1,064名、組織率は46.4%と5.8ポイント減少した。これは前回監査時と比べると商工会収入の根幹の一つである会員会費収入が約128万円も減少したことから、商工会運営に影響を及ぼしかねないと考えられる。

今後は、会員数の増加に向けたPRを積極的に行い、より一層安定した商工会の運営を行い、コロナ禍で影響を受けている事業者に対する支援事業の強化など商工業の振興や地域経済の活性化に貢献されるよう望む。

主管部課である商業観光課においては、長期に渡り我孫子市商工会に対し、事業費補助金を交付しているところであるが、これは実質的には運営費補助金と言え、補助金額の決定は、各種事業費から補助対象外経費を控除した額の二分の一以内の額とされている。

一般的には、補助対象経費の範囲において、定額により補助金を交付する場合のほか、補助対象経費に設定した補助率を乗じて補助金額を算定し、補助事業終了後には算定した補助金額の精算手続きを行い、補助金を交付する場合などの詳細について交付要綱で定めるものである。

なお、精算手続きが必要な補助金は、債務金額の確定前に行う概算払いによって交付されており、概算払いの性質上、事後においては必ず精算を行い、過渡しについては返納を、不足については追加払いをすることになるのであるが、少なくとも平成27年度からは当該年度まで、補助金の交付決定額と精算額は同額で、交付決定額における過不足は生じていない状況であることを確認した。

このことから、監査対象の我孫子市商工会事業費補助金においては、令和2年5月15日付け、我孫子市指令（環商）第233号、「補助金等交付決定通知書」の補助対象経費は、35,299,016円となったが、補助事業終了後、令和3年5月11日付け、「補助金等確定通知書」の補助対象経費は、交付決定額から7,216,779円減額し、28,082,237円となった。本来であれば補助対象経費が減額されているのであるから過払いとして返還を求めるところであるが精算金は発生していない。

これは、前述したように補助対象経費の二分の一以内という補助率によるもので、補助金等確定通知の際の補助対象経費の二分の一以内ということで補助金額の確定を行ったものであるが透明性に欠けるものと言わざるを得ない。

今後は、我孫子市商工会事業費補助金交付要綱の内容を精査、見直しを行い、補助金交付事務についての透明性を確保し、より一層信頼度の高い補助金交付事務となることを望む。